

KURURUバスポイント取扱規則

(2024年12月)

(目的)

第1条 この規則は、KURURU等取扱規則（令和6年12月17日施行）に規定するKURURUバスポイント（以下「ポイント」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における主な用語の意義は、KURURU等取扱規則において使用する用語の例による。

(ポイントの付与)

第3条 カード発行事業者は、地域交通事業者におけるKURURUを用いた利用により、乗車に伴うSF利用による運賃の5%分のポイントを付与する。なお、小数点以下は切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、バスリーダ・ライタによる処理が完全に行われなかったときは、ポイント数の算出の対象としないことがある。
- 3 IC定期乗車券による定期券区間内及びおでかけパスポート適用運賃の利用分については、ポイントは付与しない。
- 4 その他、カード発行事業者又は地域交通事業者が実施するキャンペーン、イベント等により、所定の基準に従ってポイントを付与することがある
- 5 カード発行事業者は、ポイントの付与基準等を予告なく改定することがある。

(ポイントの利用)

第4条 前条により付与されたポイントは、次の各号に該当する場合のみ、1ポイント1円相当として運賃に利用することができる。

- (1) 乗車に係る運賃をKURURUのSFにおいて利用した場合
 - (2) 乗車に係る運賃が累計ポイントを下回っている場合
- 2 前項において、ポイントは自動で利用するものとする。

(ポイントの効力)

第5条 ポイントの有効期限は、ポイントの付与又は利用の最終日から起算して2年を経過した日が属する月の月末に当該ポイントは失効する。

2 KURURU取扱規則第20条の規定によりKURURUが無効となった場合は、当該KURURUに係るポイントは失効する。

3 KURURU取扱規則第26条の規定によりKURURUの払いもどしをする場合において、当該KURURUに係るポイントは払いもどしと同時に失効し、払いもどしの対象とはならないものとする。

(ポイントの確認)

第6条 ポイントの残高及び最終更新日は所定の機器により確認することができる。

(ポイントの引継ぎ)

第7条 KURURU取扱規則第22条、第23条、第27条の規定によるKURURUの紛失再発行、障害再発行、ICカードの変更を行う場合は、ポイントは新たに発行するKURURUに引き継ぐものとする。

(免責事項)

第8条 KURURUが使用できないことに起因するポイントの付与並びに失効に関して生じた利用者の損害については、理由の如何を問わず、カード発行事業者及び地域交通事業者は一切その責めを負わない。

(規則等の変更)

第9条 この規則が改定された場合、以後のポイントに係る取扱については、改定された規則を適用する。

2 この規則及び規則に基づき定められた規定は、予告なしに変更されることがある。

附 則

この規則は、2024年12月17日から施行する。